【別紙様式１】

学習支援利用申込書

令和　　年　　月　　日

山梨県子育て支援局子ども福祉課長　殿

〒

住所

保護者氏名　　　　　　　　　　　印

連絡先

学習支援事業の利用について、つぎのとおり申し込みます。

１　生徒名

学校名、学年　　　　　　　　　　　　　　　　　　学校　　　　　年

※令和2年4月1日現在で記入してください。

年齢　　歳、高校中退・未進学　※学校に在籍していない場合、年齢を記載し、左記のいずれかを○で囲んでください

２　利用にあたっての希望・要望・目標など

|  |
| --- |
|  |

※裏面も確認してください。

（裏面）

留意事項

（利用申込みをする前にこの留意事項をお読みください。）

１　この事業は、山梨県が民間事業者に委託して実施している事業です。

２　この事業は、利用を希望するお子さんを対象として学習支援を行う事業です。

３　記載していただいた個人情報は、この事業を実施する際に必要となる関係機関と情報共有することとなっています。また、個人情報は徹底して管理しており、その他の目的のために使用することはありません。

４　今後の事業の参考とするため、事業実施後、卒業後の進路等について、お伺いすることがありますが、ご協力をお願いします。

　上記の留意事項に同意します。

令和　　年　　月　　日

住所

保護者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

【別紙様式３】

学習支援利用中止届

令和　　年　　月　　日

山梨県子育て支援局子ども福祉課長　殿

住所

保護者氏名　　　　　　　　　　　印

連絡先

学習支援事業の利用について、つぎのとおり中止の届出をします。

１　生徒名（学年）　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　学校　　年生）

２　中止理由

【別紙様式４】

学習支援　活動日誌

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 活動日活動時間 | 令和　　年　　月　　日時　　分～ 　時　　分 | 活動場所 |  |
| 支援員等氏名 |  | 学習支援ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ氏　名 |  |
| 学習支援に関する活動内容 |
| １ 参加生徒名と支 援 内 容（計　　名） |  |
| ２ 特記事項 |  |
| 学習支援以外の活動内容 |
|  |

【別紙様式５】

学習・生活支援実施状況報告書（令和　年　月分）

令和　　年　　月　　日

山梨県子育て支援局子ども福祉課長　殿

団体名

代表者　　　　　　　　　　　　　印

令和　　年　　月に実施した学習・生活支援業務は、つぎのとおりです。

１　学習支援業務

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 開催場所 | 開催日 | 支援を行った者 | 参加生徒数 | 支援内容 |
|  |  | 延べ　名 | 延べ　　　名(内訳)中１ 　名中２ 　名中３ 　名高校 　名 |  |
|  |  |  | 延べ　　　名(内訳)中１ 　 名中２ 　 名中３　 名高校　 名 |  |
|  |  |  | 延べ　　　名(内訳)中１ 　 名中２ 　 名中３　 名高校　 名 |  |

２　生活支援業務

|  |
| --- |
|  |

別記１

**個人情報取扱特記事項**

（基本的事項）

第１条　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

第３条　乙は、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）を明確にし、及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を設置しなければならない。

（作業従事者等に対する周知等）

第４条　乙は、作業従事者及びセキュリティ責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

　(1)　この個人情報取扱特記事項の内容

　(2)　在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

　(3)　受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、山梨県個人情報保護条例（平成１７年山梨県条例第１５号）により罰則が適用される場合があること。

２　乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行うよう努めるものとする。

（作業場所の限定等）

第５条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、その事務所（所在地：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　。本条において「事務所」という。）以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

　(1)　甲の指示又は事前の承認があるとき。

　(2)　乙が本件受託業務を行う上で事務所以外の場所で本件個人情報を取り扱うことが必要なとき。

２　乙は、正当な理由があるときを除き、前項に規定する事務所から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報の適切な管理）

第６条　乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

　(1)　第３条の規定により明確にされた作業従事者及び同条の規定により設置されたセキュリティ責任者以外の者をして本件受託業務に従事させないこと。

　(2)　乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。

　(3)　本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。

　(4)　甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。

　(5)　本件個人情報が記録された資料等のうち不要となったものについて、業務終了後直ちにこれを甲に返却し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとすること。

（取得の制限）

第７条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

２　乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第８条　乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（再委託の禁止）

第９条　乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者に委託してはならない。

（調査等）

 第１０条　甲は、乙による本件個人情報の取扱い状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

（指示）

第１１条　甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不適当であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（事件等の報告）

第１２条　乙は、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損に係る事件又は事故（本条において「事件等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

２　乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１３条　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求をすることができるものとする。

（個人情報保護方針の策定等）

第１４条　乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。